



右側歩行は当たり前ではない!?

校長 米原 大司

5月までの低気温が嘘だったかのように、6月中旬から猛烈な暑さと湿度に悩まされております。今年は梅雨入りしたのに梅雨前線が消えましたが、再び雨の多い日が戻ってくる可能性があることから、梅雨明けの発表はまだ先になるようです。元々7月は災害級の豪雨被害が過去に何度も起きていますので、しばらくは天気の状態に注意が必要のようです。

さて、先日、登校指導をしておりましたら、地域の方から「右側歩行」の根拠についてのお尋ねがありました。「右側歩行」は当たり前と思っておりましたので、お尋ねがあつて初めて、慣例で指導をしていたと反省させられました。お話を伺うと、その方は犬の散歩をされていて、車道と歩道の区別のない道路では、犬の安全を考えて道路の左側を歩き、犬も左側に歩くよう躡をされていたとのことでした。子どもたちが登下校時に、緑道一杯に広がって歩いており、対面からくる地域の方のご迷惑になっていたため、緑道内での右側歩行の徹底を図っていたところでした。そんな状況で、子どもたちと歩行がかち合ってしまったので、先ほどのお尋ねがあつたようです。お話を伺い、「右側歩行」の根拠を確認して対応を考えることとお話し、その場を後にしました。

早速、学校に戻って浦和警察署に問合せをしたところ、道路交通法の第10条第1項に「歩行者は右側通行」について規定されているとのことをお話をいただきました。道路交通法によると、「歩行者は歩道と車道との区別がない道路においては、道路の右側端によって通行しなければならない。ただし、やむを得ない場合は左側端によって通行できる(要約)」とのことでした。ですから、右側歩行の根拠が道路交通法だということが分かりました。その根本の考えに、「対面交通」があるようです。「対面交通」とは、自動車と歩行者が対面して通行することを指しますが、これにより互いの存在を認識して通行することが、安全につながるという考えのようです。

しかし、歩道(例えば緑道)や車道と歩道が区別されている路側帯(いわゆる歩道)では、右側通行は適用されていないようです。最近、いわゆる歩道では、左右の区別ではなく、車道に近い方が自転車通行エリア、遠い方が歩行者エリアとして路面に指示がされている場所をよく見かけます。ですから、歩道等においては、路面表示等の指示があれば、それに従うこととなります。

話を緑道に戻すと、市長部局の担当課と相談したところ、やはりどちら側を歩くという決まりはないので、お互い譲り合つてということになるようです。ただ、本校の児童は大人数で歩行しますし、臨機応変に譲り合うことも難しいと考えます。したがって、これまでどおり緑道では右側歩行をし、相手の状況を見て譲り合うということといたします。

なお、緑道ですが、岸町、白幡共に自転車の走行禁止となっております。お急ぎの際は、他の道路をご利用ください。私たち大人はロールモデルとして、子どもたちの手本となる姿を見せていきましょう。